

(平成24年8月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年4月から14年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年12月から13年3月まで  
② 平成13年4月から14年3月まで

A社を退職した後、B村（現在は、C町）役場で国民年金の加入手続をして、保険料の免除申請を行った。以後、毎年免除申請をしてきたが、申立期間が未納期間とされていることが納得できないので、申立期間を保険料免除期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、C町が保管している被保険者台帳（電算記録）によると、申請免除期間として記録されているとともに、同町の電算データの「免除履歴詳細」に、当該免除の申請日は平成13年5月1日と記録されていることが確認できる。

また、申立人の申立期間②後における国民年金の被保険者期間については申請免除期間となっており、申立期間②の前後における申立人の所得状況、生活状況等を考えると、申立人は、申立期間②においても国民年金保険料の免除基準を満たしていたものと推認でき、申立人は、申立期間②について、申請免除が承認されていたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、「A社を退職後、B村役場において国民年金の加入手続と併せて国民年金保険料の免除申請を行った。」と主張しているが、C町の被保険者台帳では、当該期間は未納期間とされていることが確認できる。

また、申立期間①については合計5回の免除申請が必要となるところ、申立人は、「最初の免除の手続は役場で行った。」としているのみであり、そ

れ以外の申請免除手続についての具体的な供述は得られない。

さらに、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料の免除申請手続を行ったことを示す関連資料（免除承認通知書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 13 年 4 月から 14 年 3 月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から7年3月まで  
結婚後1、2か月たった頃、申立期間に係る国民年金の未納保険料について電話で督促があった。夫が担当者と話し、6回から8回の分割にもらった上で合計50万円ほどの保険料を完納した。  
送られてきた納付書に従って保険料を納付したことは間違いないので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、「結婚の1、2か月後に、電話で申立人の申立期間に係る国民年金保険料（50万円程度）の督促を受け、6回から8回くらいの分割払いにもらった上で、毎月妻が銀行窓口で納付した。半年ほどで完納したと思う。」と説明しているが、婚姻日（平成7年2月\*日）時点において、申立期間のうち一部の期間（3年4月から4年12月まで）の保険料については時効により納付することができない上、夫が主張する納付したとする金額は、婚姻日時点において納付可能であった保険料額（28万8,300円）と相違する。

また、申立人の夫は、上述の分割手続等については担当者が年配の女性であったとする以外は記憶していない上、申立人は、当該保険料の納付に関する記憶が無いと供述していることから、当時の状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間について、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から 59 年 5 月までの期間及び同年 8 月から 60 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 11 月から 59 年 5 月まで  
② 昭和 59 年 8 月から 60 年 12 月まで

申立期間①及び②については、それぞれ会社退職後に、A 町（現在は、B 市）の役場窓口で国民年金への切替手続を行って、保険料を納付していた。

申立期間①及び②が未加入期間となっていることは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②の直前に勤務していた会社を退職後に、その都度、A 町役場で国民年金への切替手続を行い、保険料を納付していた。」と主張しているところ、国民年金被保険者名簿によると、昭和 58 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の 59 年 4 月 18 日に任意で国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるものの、当該資格取得は 60 年 8 月 23 日に取り消されている。

また、オンライン記録によると、申立人に係る昭和 57 年 6 月 1 日から 58 年 11 月 1 日までの期間、59 年 6 月 8 日から同年 8 月 21 日までの期間、61 年 1 月 4 日から 62 年 6 月 14 日までの期間及び 62 年 8 月 1 日から平成 2 年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険被保険者期間が 18 年 12 月 28 日に追加されており、申立期間①及び②並びに昭和 62 年 6 月及び同年 7 月は、当該記録追加により発生した国民年金の未加入期間であることが確認できることから、申立人は、57 年 6 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失して以降、平成 2 年 5 月 1 日の国民年金被保険者資格の取得に至るまでの期間については、連続した未加入期間として取り扱われており、申立人は、上述した昭和 59 年 4 月 18 日の国民年金の任意資格取得（60 年 8 月 23 日に取得取消し）以外に国民年金への切替手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、昭和 62 年 6 月及び同年 7 月については、国民年金第 3 号被保険者特例措置該当期間登録届出が平成 22 年 10 月 21 日に行われたことにより、

第3号特例納付済期間となっている。

さらに、申立期間①及び②は、国民年金任意未加入期間であり、制度上、上述の昭和59年4月18日の資格取得以前の国民年金保険料を遡って納付することはできない上、国民年金被保険者名簿、A町の昭和59年度国民年金印紙検認票及び60年度国民年金保険料納付状況一覧表では、当該期間の保険料が納付されたことを確認できず、申立人が上述の当該期間の一部の期間において国民年金に加入していたことを示す被保険者名簿の記載のみをもって当該期間の国民年金保険料が納付されていたとは認め難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から50年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から50年9月まで

結婚当初は国民年金保険料を滞納していたが、実家の母から夫に「保険料はしっかり納めるように。」との話があり、国民年金保険料を納め始めるとともに、その時点で未納であった申立期間の保険料のうち、3から5年分をまとめて納付した記憶がある。

特例納付の記録が無く、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区に居住していた昭和50年10月に申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているところ、申立期間のうち、44年12月から48年3月までの期間については第2回目の特例納付（実施期間は49年1月から50年12月まで）により納付可能であり、48年7月から50年3月までの期間については過年度納付により納付可能であるものの、申立人及びその夫は、納付金額、納付期間、納付場所及び納付方法についての記憶が明確でないことから、当時の状況は不明であり、申立人が主張する保険料の一括納付があったと認定するまでの確証を得ることはできない。

また、A区の被保険者名簿の記録では、申立期間の保険料納付状況については記録の保管が無く不明であるとともに、転出先のB市（昭和54年3月に転入）の被保険者名簿及び特殊台帳では、申立期間は未納期間と記録されており、特例納付に関する記録は確認できない。

さらに、申立人及びその夫が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを裏付ける関連資料（日記、家計簿等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月まで  
申立期間の国民年金保険料については、提出した領収書のとおり納付しているため、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、昭和 54 年 7 月から同年 9 月までの期間及び同年 11 月から 55 年 2 月までの期間は厚生年金保険の被保険者期間、54 年 10 月及び 55 年 3 月は国民年金の未納期間となっているところ、申立人の所持する年金手帳によると、申立人は、54 年 7 月 9 日に国民年金被保険者資格を喪失し、55 年 4 月 1 日に被保険者資格を再取得しており、当初、申立期間全体は未加入期間として取り扱われていたことが推認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち昭和 54 年 10 月及び 55 年 3 月は、63 年 8 月 25 日に、上記の厚生年金保険の被保険者期間の記録統合に伴う国民年金加入期間の記録訂正により発生した未納期間であり、当該記録追加訂正処理時点において、当該期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立期間の国民年金保険料の納付を示すものとして申立人から提出された領収書は、住所、氏名、基礎年金番号が記載された箇所が切り離されたものであり、オンライン記録によると、申立人の妻は申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できることから、当該領収書が申立人に係る領収書であるかを特定することができず、これをもって申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されたとは言い難い。

加えて、提出された領収書以外に申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 長野国民年金 事案 907

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年3月から48年3月まで

夫や両親に国民年金には加入しておいた方が良いと言われており、夫がA村役場で自分の国民年金加入手続をしてくれたと思う。申立期間の国民年金保険料は夫や自分が納付していた。

申立期間が未加入期間となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、昭和48年4月以降に国民年金の加入手続を行ったと推認できるとともに、申立人の所持する年金手帳により、同年4月21日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、当該期間に係る納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができなかつたと考えられる上、それ以前に、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人及び申立人の国民年金加入手続及び保険料納付をしたとする申立人の夫は、当該加入手続及び保険料納付について具体的に記憶しておらず、当時の状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 8 月 1 日  
② 平成 7 年 12 月 6 日  
③ 平成 8 年 8 月 1 日  
④ 平成 8 年 12 月 6 日

ねんきん定期便で確認したところ、A社に勤めていたときに支給された賞与の記録が欠落していた。当該賞与では厚生年金保険料が控除されているので、当該賞与についても年金給付に加算できる記録としてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 7 年 8 月、同年 12 月、8 年 8 月及び同年 12 月における賞与から保険料が控除されていることは賞与明細書によって明らかである。保険料控除をしておきながら、年金額算定の基礎とならないのはおかしい。」と主張しているところ、申立人の所持する賞与明細書により、申立人は、申立期間に支給された賞与からそれぞれ支給額の 1,000 分の 5 に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、賞与から控除された厚生年金保険料を年金給付額に反映させる総報酬制が導入されたのは、平成 15 年 4 月 1 日であり、申立期間を含む 7 年 4 月から 15 年 3 月までの期間にあっては、制度上、賞与から控除された厚生年金保険料は特別保険料とされ、年金額の計算の基礎とはならないこととされていた。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。